

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款（「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、業者又は取扱を行うこと等に付随する運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる旨に、手配することを目的とする契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業者取扱料金（更変手続料金及び取消手續料金を除く。）をいいます。

4 この部で「通航契約」とは、当社が運航するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けた場合に、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づき代行手配料金等に係る債務を、当該債務又は債務が履行されるべき旨に以降特に定めし提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承認し、かつ手配料金等の第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことの内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用料」とは、当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を行つべき旨をいいます。

（手配料金の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかつた場合であつても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業者取扱料金（以下「旅扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通航契約を締結した場合においては、カード利用料は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかつた旨、旅行者に通知した日まで。

（手配旅行の手配）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通航契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかる限り、申込番号及び依頼したこととする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通航契約を締結しようとする場合にあって、旅行者の有するクレジットカードが無効である旨、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に從つて決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は会員団等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽情報を宣傳し得る行為若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
- (5) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時刻）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通航契約は、前項の規定にかかる限り、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかる限り、書面上の特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができます。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。（乗車券及び宿泊券等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかる限り、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であつて、旅行代金を引換えし当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込金を受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書面）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、預託代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該書面を交付しないことがあります。

2 前項の契約書面において、当社が手配する契約の範囲は、当該契約書面に記載するところによります。（情報伝達の技術を利用すり方）

第11条 当社は、あくまでも旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載する（以下「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者は当該書面に記載するところとします。

2 前項の場合において、当社が手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（契約の内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の更新手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による仕事解消）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けており手配旅行サービスの対象として、又はいま提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して、運送・宿泊機関等に支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び取消料が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。（旅行者による責務による解消）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。（旅行者による仕事解消）

(1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

(2) 通航契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金その他の手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に完了した手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び取消料が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者による責務による解消）

第15条 旅行者は、当社の責務に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けており手配旅行サービスの対象として、運送・宿泊機関等に対して、運送・宿泊機関等に支払うべき費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び取消料が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

なければなりません。

2 通航契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の申込書への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用料は、当社が確定した旅行サービスの料金を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前にて、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するときとします。

5 当社は、旅行者に通航契約を締結した場合であつて、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードによる旅券への旅行者の署名として支払べき費用等の支払を受けます。この場合において、カード利用料は旅行者が当社が旅行者に払い支払べき費用の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に払い戻した日とします。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により旅券書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用的する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（守秘義務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたしました。

（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

2 旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公使その他の人、手数料、査証料、査証料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければなりません。

4 旅行者が当社が定める期日までに当該査証料等を支払わなければなりません。

5 旅行者が渡航手続代行料金として既に支払った金額に満たないときは、当社は、旅行者にそ

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、団体行程に於ける手配する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「団体構成員」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有していいるものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の業務は、当該団体構成員のものと見なすものとします。

2 契約責任者は、当社が定める期日までに、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときとします。

3 契約責任者は、当社が定めた期日までに、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときとします。

4 当社は、契約責任者は団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

（契約の特則）

第20条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときとします。

2 前項の規定に基づき手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

3 当社は、契約責任者に手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

4 当社は、契約責任者は団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

（構成員の変更）

第21条 当社は、契約責任者が構成員の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成員に負担するものとします。

3 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、当社が構成員の変更の申出があったときに限り、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

4 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

5 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

6 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

7 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

8 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

9 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

10 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

11 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

12 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

13 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

14 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

15 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

16 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

17 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

18 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

19 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

20 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

21 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

22 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

23 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

24 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

25 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

26 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

27 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

28 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

29 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

30 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

31 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

32 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

33 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

34 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

35 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

36 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

37 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

38 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

39 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

40 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

41 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

42 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

43 当社は、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担するときは、旅行者は、当社に対し、手配旅行契約の締結に付するべき費用を負担する旨を明確に示すものとします。

44 その他当社の業務上の都合があるとき。

5 当社は、渡航手続代行契約の成立後やから、旅行者に、当該渡航手続代行料金の額、その収取方法の内容、当社の責任等について記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用して支拂うべき費用等の支拂いを受けます。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用的する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

</